

卒業の認定に関する方針

1. 卒業・専門士の認定方針

各教育課程の所定の科目を履修し、各専門職に求められる学業水準（知識・技術・教養）を満たし、卒業に必要な単位を取得した者に対して、課程修了の認定を行い、専門士の称号を与える。

（課程の修了の認定）

学則 第25条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（教育課程）

学則 第9条

3 卒業までに履修させる授業時数は、修業年限2年の学科にあっては1,700時間以上、修業年限3年の学科にあっては2,400時間以上とする。

（年間の履修時間は、800時間以上であること。）

（称号の授与）

学則 第26条 前条により医療専門課程作業療法科並びに理学療法科・歯科衛生科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を、教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を、商業実務専門課程医療秘書科並びに医療情報管理科を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。

2. 適切な実施に係る取組の概要

各科目の成績評価に基づいて、学年末に進級・卒業判定会議を実施し、履修認定及び単位認定を行い、進級・卒業の認定を行う。

（成績評価）

学則 第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、各科目の出席時間数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

（学外実習（臨床・臨地実習）は、5分の4に達しない者は、その評価を受けることができない。）

（単位認定と履修認定）

細則 第16条 科目の評価で合格した者は、履修認定及び単位認定をする。

（進級および卒業の認定）

細則 第17条 進級及び卒業は、学年末に進級認定会議・卒業認定会議で決定する。